行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和七年度北海道釧路市住民税均等割の課税世帯（令和七年度釧路市子ども・子育て世帯支援給付金（原油価格・物価高騰等対応）の支給に関する事務）	令和七年度北海道釧路市住民税均等割の課税世帯（令和七年度釧路市子ども・子育て世帯支援給付金（原油価格・物価高騰等対応）の支給に関する事務）の支給要件の該当性を判定するために利用する情報として、